

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条第 2 項中「100 分の 130」を「、6 月に支給する場合においては 100 分の 130、12 月に支給する場合においては 100 分の 125」に、「100 分の 110」を「6 月に支給する場合においては 100 分の 110、12 月に支給する場合においては 100 分の 105」に改め、同条第 3 項中「100 分の 130」を「、6 月に支給する場合においては 100 分の 130、12 月に支給する場合においては 100 分の 125」に、「100 分の 110」を「6 月に支給する場合においては 100 分の 110、12 月に支給する場合においては 100 分の 105」に改める。

第 2 条 熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 30 条第 2 項中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 130、12 月に支給する場合においては 100 分の 125」を「100 分の 127.5」に、「6 月に支給する場合においては 100 分の 110、12 月に支給する場合においては 100 分の 105」を「100 分の 107.5」に改め、同条第 3 項中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 130、12 月に支給する場合においては 100 分の 125」を「100 分の 127.5」に、「6 月に支給する場合においては 100 分の 110、12 月に支給する場合においては 100 分の 105」を「100 分の 107.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和2年12月1日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

(提出理由)

人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づいた本市職員の給与の改定をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。